

令和6年度 羽島市成年後見制度利用促進委員会（会議要旨）

日 時	令和7年3月6日（木） 午後1時30分～2時40分
場 所	羽島市役所 4階 406会議室
出 席 者	（羽島市成年後見制度利用促進委員会委員） 出席者8名 欠席者0名 安田和広委員長、平野瞬副委員長、成瀬佳子委員、 田中丈詞委員、田中哲委員、木田宏之委員、吉川美知子委員、 山田しのぶ委員 （事務局）6名 三輪健幸福祉部長 高齢福祉課：伊藤課長、前田主幹 福祉課：牧野課長、廣瀬主査 羽島市成年後見支援センター：竹山課長 （傍聴者）1名
内 容	1 開会 （出席委員の報告） 委員8名中8名の出席を得ており、羽島市成年後見制度利用促進委員会設置要綱第6条第2項の規定により会議が成立していることを報告した。 （情報公開） 委員会は、原則公開することを報告した。 （傍聴者） 傍聴希望者1名について報告した。 2 議事 羽島市成年後見支援センターの運営状況について <質疑・意見> （委員） 相談件数が42件とあるが、どのような方法で受けたのか。また、出張個別相談会の件数は含まれているか。 （事務局） センターへの来所が6割、電話が3割、その他が訪問である。 1月末の件数であるため、1月に開催した出張個別相談会の件数のみ含めている。 （委員）

市長申立て案件について、ケアマネジャーからの相談を自分が受けて成年後見支援センターに取り次いだ。4月に取り次いだが、後見開始が12月となり、時間がかかり過ぎではないかと感じる。その間、本人は必要な契約手続きを進めることができず、ケアマネジャーも困っていた。また、市長申立てにあたり診断書を記入してくれる医師が見つからず、ケアマネジャーが更に困難な状況に陥っていた。このような場合、なんらかの支援やきめ細かな対応を行うことはできないか。

(事務局)

市長申立ての場合の事務手順として、申立て要請書の受付後に親族調査、財産調査、本人情報や診断書の取得を経てアセスメント会議で協議し、受任者調整を行ったうえで市から家庭裁判所へ申し立てる。その後、家庭裁判所において後見人等が選任されると、後見人を交えた関係者で支援方針会議を開催し本人への支援を始める。複数のプロセスを経るため通常の場合でも月単位の時間を要する。

この案件の場合は、9月のアセスメント会議を経て10月末に後見開始の審判が下りているため、他の案件と比べても標準的な期間であると考えている。4月以降にも複数回相談を受けていたことや、アセスメント会議に必要な診断書等の取得に時間を要したためである。センターとして、その間もケアマネジャー等から状況を聞いて対応していた。

(委員)

施設には家族がいない入所者が多いが、どのタイミングで申し立てをすべきかが難しい。例えば相続が発生し、手続きのために後見人を付けようと思っても時間がかかることから躊躇してしまう。

(委員)

日常生活に行き詰ってからようやく動き出すケースが多いと感じている。どのタイミングで動くべきかという判断をするのが難しいようである。

(委員)

後見人を付けることにより、本人ができていたことができなくなることもある。相続のためというだけでなく、障害の程度や必要性、緊急性を考慮して検討すべきである。

(委員)

民生委員の立場で、成年後見人をつけたほうがよいのではと思われる方についての相談をセンターにしてもよいか。まず日常生活自立支援事業の利用を勧め、判断能力の低下が進んだら成年後

	見制度を勧めている。 (事務局) 民生委員や施設の職員からの相談も受けている。相談を受けるのは家族や親族からが最も多く、次いで本人からとなっている。 (委員) 施設が求めているのは、後見人より身元保証人なのではないか。後見人を付けても、家族が行うような身の回り品の用意など、日常的に動いてもらえるわけではない。 (委員) 成年後見制度は法的には万能であるが、実生活の全てに対応できるわけではない。本人に対する支援の一環として考えたほうがよい。一定程度の判断能力がある早期の段階で「補助」類型から制度利用をスタートしておき、「後見」類型へと徐々に進めていくとよいのではないか。本人死亡後の財産処分等については、法の専門家に相談して解決できる場合が多い。 (委員) 身寄りのない人が入所する場合は、身元保証会社と契約するケースが多い。家族に代わって施設が対応せざるを得ない日常的な支援については、費用はかかるが民間サービスを利用したほうがよい。センターは成年後見制度以外の情報も収集し、ケースに応じて相談者に提供し、支援をしてほしい。 3 閉会
--	--